

一般競争入札による市有地売払いの流れ

一般競争入札とは、市が定めた予定価格(最低入札価格)以上かつ最も高い価格で、有効な入札を行った方を落札者として決定する方法です。

入札に参加を希望する方は、「入札心得」をよくお読みになり、内容を十分に把握されたうえで入札に参加してください。

資料の配付	【配布場所】 ○秋田市役所 4階 総務部財産管理活用課(柱番号:4-13) ※窓口での配布は平日の午前8時30分から午後5時15分まで ○秋田市ホームページでも入札に関する情報をご覧いただけますが、入札物件の全部事項証明書等の写しについては窓口で配布しています。
現地の確認等	現地説明会は実施しません。入札に参加を希望する方は、ご自身で必ず現地を確認してください。 また、当該地の諸規制やライフライン等についても必ず確認をし、必要がある場合は関係課等に事前に相談をしてください。
入札	入札受付で必要書類を提出し、入札保証金を納付してください。 (落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還)
落札決定通知	入札終了後、落札者の方に「落札決定通知書」を交付します。 (入札終了後、概ね1週間程度で交付)
契約の締結 契約保証金の納付	【契約の締結】 落札者は、落札決定通知を発した日を含む7日以内に契約を締結してください。 ※売買契約書(秋田市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。 【契約保証金の納付】 契約締結後、速やかに秋田市の発行する納入通知書で契約保証金を納付してください。
売買代金の納付	契約締結日を含む30日以内に残金を納付してください。 ※契約締結時に、売買代金の納入通知書を発行します。
所有権移転登記	○所有権移転登記手続きは、売買代金の完納を確認後、秋田市が行います。 ※所有権移転に必要な登録免許税(収入印紙)は、落札者の負担となります。 ○登記完了後、関係書類をお渡しします。その際、受領書を提出していただき手続き完了となります。